

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年9月30日まで縦覧に供する。

平成21年8月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成21年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人不動産コンサルティング

藤村 哲夫

綾歌郡宇多津町浜五番丁66番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、不動産に関するさまざまな不安や問題等を抱えた個人及び法人に対し、不動産業と不動産・建設等に関連する分野の専門家及びこの目的に賛同する人々が連携し、近年の高齢化、少子化等の言葉に象徴されるような、多様化する社会において求められる望ましい住まいのありかたを研究し、環境保全・環境共生を図り、不動産を所有、利用する人々を支援する事業、不動産に関する正しい知識の普及に関する事業、専門家の視点を生かした助言、相談に関する事業を通じて、豊かで穏やかな暮らしが実現することを目指し、社会全体の利益の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。